

「第2期高知県消費者教育推進計画（案）」へのご意見に対する考え方

「第2期高知県消費者教育推進計画（案）」について、令和4年12月28日（水）から令和5年1月26日（木）までパブリックコメントを実施し、1団体から3件のご意見をいただきました。

番号	意見の概要	意見に対する考え方
1	<p>P.33「学習指導要領に基づいた消費者教育の推進について」の内容に賛成する。なお、「児童生徒の発達段階に応じた消費者教育が行われるよう、消費者教育に関する研修会や教材、専門的知識を有する外部人材の活用について教員へ啓発します。」とある。教員に対する研修は重要であると考えるが、消費者教育に関する研修会について、どのような流れで研修が行われるのか具体的な内容を確認したい。</p> <p>上記のとおり教員に対する研修は重要であると考えられ、貴県が中心となって研修が円滑に進むことを期待する。</p>	<p>教員に対する研修は、「授業に生かせる消費者教育」をテーマに、県民生活課、県立消費生活センター及び県教育センターが協議のうえ研修内容を決定し、小・中学校、高等学校及び特別支援学校の教員を対象として実施するものです。令和4年度に実施した教員向け研修では、「授業に生かせる消費者教育～SDGs、エシカル消費を取り入れた消費者教育～」をテーマとして、島根大学准教授の方に講演及びワークショップを行っていただくとともに、高知商業高等学校の生徒に取組報告を行っていただきました。</p> <p>また、県立消費生活センターでは、高校教員を対象とした研修の実施や、消費者庁作成の「社会への扉」を活用した授業実施の支援等を行っています。加えて、県教育委員会や高校教員の研究部会が主催する消費者教育の充実に資する研修会等も開催されています。</p> <p>教員に対する研修については、P.37「教員への研修の実施」として取組項目に挙げており、今後も県が中心となって研修の一層の充実に取り組んでいきます。</p>
2	<p>P.44【金融教育】および【防災教育】について、何れも重要な教育であるため取組案に賛成する。なお、金融教育は成年年齢の引下げによる影響も考えられるため、高校教育での一層の取組が必要であると考える。</p>	<p>高等学校の新しい学習指導要領では、成年年齢の引き下げを踏まえた消費者教育の充実に加え、例えば、家庭科においては、金融商品の特徴や資産形成の視点にもふれるなど、金融教育についても推進されることとなっています。</p> <p>さらに、県立消費生活センターが行う消費生活出前講座では、高等学校への講師派遣も行っており、高校生の消費者教育の推進に取り組んでいます。成年年齢の引下げへの対応のため、令和3年度の消費生活出前講座の実施回数は、令和2年度の2倍以上となっています。</p> <p>今後も、県教育委員会との連携を強化し、高校教育における金融教育を含む消費者教育の推進に一層努めます。</p>
3	<p>P.47「自然災害等の緊急時への対応について」の内容に賛成する。なお、近年災害が起きた地域で住宅修理などに関し、「保険が使える」と言って勧誘する業者とのトラブルが増加している。県民被害防止に向けてSNSやホームページ等への注意喚起を検討いただきたい。</p>	<p>災害が起きた地域での消費者トラブルに関する啓発については、P.35「災害等に便乗した悪質商法等の情報提供」において、消費者被害の事例の情報発信を行うこととしています。一般社団法人日本損害保険協会作成の啓発チラシを市町村等を通じて配布するなど、関係機関等と協力して被害防止に取り組んでいます。平常時から啓発を続け、非常時においても適切な消費行動がとれるよう、引き続きSNSやホームページ等を通じた情報発信に努めます。</p>